

様式第1号

統計法に基づく
基幹統計調査



厚生労働省

賃金構造基本統計調査
事業所票



記入上の注意

(平成27年6月分)

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使用したり、他に漏らしたりすることはありません。

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号
大	中	小

事業所の名称 (1) 及び所在地	連絡先電話番号 ()-() 番 (内線 番)
主要な生産品の名称 (2) 又は事業の内容	記入担当者氏名

※ 局 署 記入欄

- 記入上の注意
1. 6月30日現在 (給与締切日の定めがある場合には、6月における最終の給与締切日現在) 又は6月1日から6月30日までの期間 (給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日以前1か月間) の状況について記入してください。
 2. 調査票の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
 3. 調査票は黒又は青のボールペンで記入してください。
 4. 調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1つだけ○で囲んでください。
 5. ※印刷は記入しないでください。

② 事業所の臨時労働者数

区 分	臨時労働者数	抽出率	抽出労働者数
臨時労働者 常用労働者に該当しない労働者 (日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月又は5月に貴事業所に雇われた日数がいずれかの月において17日以下であるもの)	人	1	人

(4) 企業全体の常用労働者数 (貴事業所に属する企業全体 (本社、支社、工場、営業所等) の常用労働者の総数をいいます。)

1	2	3	4	5	6	7	8
1,000人 以上	500人～ 4,999人	300人～ 999人	100人～ 499人	299人	30人～ 99人	10人～ 29人	5人～9人

(5) 新規卒業者の初任給額及び採用人員 (民営の事業所のみ記入してください。)

見本 貴事業所における新規卒業者の初任給額及び採用人員

区 分	男		女	
	初任給額	採用人員	初任給額	採用人員
高 校 卒	万円 千円 百円	人	万円 千円 百円	人
高 専・短大 卒				
大 学 卒				
大 学 院 修了課程修了				

② ①の初任給額の確定状況

1	本年年度の初任給額として確定したものである。
2	ベース・アップが決まっていない等のため確定していないものである。

(3) 事業所の雇用形態別労働者数

① 事業所の常用労働者数

区 分	正社員・正職員	正社員・正職員以外	常用労働者数	抽出率	抽出労働者数
常用労働者 常用労働者には、 ・期間を定めずに雇われている労働者 のほか、 ・1か月を超える期間を定めて雇われている労働者 及び ・日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月に、それぞれ18日以上貴事業所に雇われたものを 含まれます。	男 食事業所において、 正社員・正職員と する者	女 正社員・正職員以外 常用労働者のうち 「正社員・正職員」 以外の者	人	1	人
常用労働者計					

個人票 の枚数	秘
※ 調査担当者	※ 点検担当者

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づき報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

1. 新規卒業者とは、原則として本年3月に学校教育法に基づく高校、高専・短大、大学を卒業又は大学院修士課程を修了し修士号を取得した若しくは取得見込みの者をいいます。ただし、大学医学部及び歯学部、獣医学部、看護学部 (准看護学校、看護師養成所等)、職業能力開発施設等の卒業生は除きます。
2. 初任給額は、貴事業所に配属されている新規卒業者について、所定内給与額から通勤手当を除いた額を記入してください。(所定内給与額は、きまつて支給する現金給与額から超過労働給付額 (時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等) を除いたものです。また、賞与は含みません。)
3. 採用人員のうち、本社等で一括採用し、支社等に配属した場合の人員は、配属先の支社等も含め、本社等から除きます。

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

[illegible][illegible][illegible]

「賃金構造基本統計調査」についてのお願い

厚生労働省

厚生労働省では、「平成 27 年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に 7 月に実施します。

この調査は昭和 23 年より毎年実施され、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的としており、国の実施する最も重要な統計の一つとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されています。

この調査は、主要産業に属する事業所のうち、5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所、及び 10 人以上の常用労働者を雇用する公営事業所を調査の対象としております。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施にあたっては、都道府県労働局、労働基準監督署から事業主の皆様へ調査をお願いすることとなりますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご回答いただきますようお願い申し上げます。